

水道の開始・中止には手続きが必要です

お引越しをされる場合は、忘れずに手続きをしてください。
手続きは、開始・中止の5日前を目途にお願いします。

●使用開始

使用開始の手続き前に蛇口から水が出ることもありますが、水道を使用する場合は、必ず開始の手続きをしてください。手続きをしないまま使用すると料金等のトラブルの原因となります。

●使用中止

冬期間は、水道管が凍結することがありますので、退去するときは、必ず不凍栓（水抜栓）を閉めて水抜きしてください。

手続きの方法

1 電話での手続き【推奨】

上下水道課（水道室）へお電話で手続きができます。

2 窓口での手続き（上下水道課・各支所）

上下水道課または各支所の窓口で手続きができます。

電話での受付も実施しております。その際、書類の提出は不要で
口頭での内容確認をいたします。

《手続きで、ご確認させていただく内容》

○住所（建物名・部屋番号） ○氏名 ○電話番号（携帯電話）

○書類送付先 ○使用開始日（使用中止日※） ○支払方法

※中止の場合は、上記と併せて、転居先住所（建物名・部屋番号）を
伺います。

《電話番号》 **0194-22-2111（代表番号）**

《担当課》 **岩泉町上下水道課 水道室（内線 214）**

《受付時間》 **8時30分～17時15分（土日祝日及び年末年始を除く。）**

※窓口での手続きについて…必要な書類（水道使用異動届出書）は、各窓口に備えてありますが、岩泉町ホームページからもダウンロードできます。

水道料金等のお支払いは 便利な口座振替で

お支払い方法は「口座振替」と「納入通知書」がございます。
請求月は、お住いの地区によって異なりますので、ご注意ください。

《口座振替の申込み方法》

通帳・金融機関の届出印をご持参のうえ、

町内の取扱金融機関の窓口でお申込みください。

申込依頼書には、岩泉町内で水道を使用している住所を記入する欄があります。あらかじめ建物名・部屋番号をご確認ください。

取扱金融機関は、次のとおりです。

- 岩手銀行（本店・支店）
- 北日本銀行（本店・支店）
- 新岩手農業協同組合（本所・支所）
- 東日本信用漁業共同組合連合会宮古山田支店
- 東北各県内のゆうちょ銀行（郵便局）

《口座振替の申込時の注意点》

- ① 取扱金融機関であっても、他市町村の店舗では岩泉町の申込依頼書を備えておりませんので手続きはできません。
- ② 口座振替をお申込みいただいた日にちによっては、次回請求分からの振替となる場合があります。
- ③ 振替が開始するまでの請求は、納入通知書をお送りいたします。内容をご確認いただき、納期限までに岩泉町役場（本庁・支所）・取扱金融機関・取扱コンビニエンスストアでお支払いください。